

東日本大震災で被災された方の介護保険利用料の免除について(令和7年度)

東日本大震災の被災地から転入し、本市の介護保険被保険者となられた方を対象とした免除制度があります(対象者が介護サービスを利用した際の利用者負担額について免除します。食費・居住費は対象外です。)

1 対象者及び対象期間

対象者	対象期間
平成26年までに指定が解除された帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。)	令和7年3月31日まで
令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)の上位所得層の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)	令和7年9月30日まで
平成27年以降に避難指示区域等の指定が解除された帰還困難区域及び上位所得層(※1)を除く旧避難指示区域等(※2)の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。)	令和8年2月28日まで

※1 被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の方

※2 以下の区域等をいう。

- (a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)
- (b) 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)
- (c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(檜葉町の一部)
- (d) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)
- (e) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)
- (f) 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)
- (g) 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)
- (h) 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域(飯舘村の一部及び葛尾村の一部)

2 申請に必要なもの

罹災証明書、被災証明書等(写し可)

介護保険利用者負担額減額・免除申請書(申請者1人につき1枚必要です。)

* 下記問い合わせ先までご連絡ください。申請書等を送付いたします。

3 申請窓口

介護保険課(郵送可)

【お問い合わせ先】 介護保険課 総務・給付班
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館4階
TEL 042-707-7058 FAX 042-769-8323